

令和4年上尾市教育委員会12月定例会 会議録

- 1 日 時** 令和4年12月22日(木曜日)
開会 午前9時30分
閉会 午前11時34分
- 2 場 所** 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員** 教育長 西倉剛
教育長職務代理人 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
委員 矢野誠二
- 4 出席職員** 教育総務部長 小田川史明
教育総務部次長 清水千絵
学校教育部長 太田光登
学校教育部次長 加藤浩章
学校教育部副参事 兼 学務課長 田中栄次郎
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 瀧澤誠
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 角田広高
教育総務部 図書館長 山内正博
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明
学校教育部 学校保健課長 松木ヒロシ
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 小林正和
書記 教育総務課副主幹 上山英樹
教育総務課主査 田中輝夫
- 5 傍聴人** 10人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 11月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 協議

協議1 上尾市学校施設更新計画基本計画（素案）について

協議2 上尾市小中一貫教育基本方針（骨子案）について

協議3 上尾市学校給食基本方針（骨子案）について

日程第5 報告事項

報告事項1 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

報告事項2 令和4年11月 いじめに関する状況について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただ今から、令和4年上尾市教育委員会12月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 10人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴にあたっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき会議の進行にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日程第2 11月定例会会議録の承認

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第2 11月定例会会議録の承認」についてでございます。11月定例会会議録につきましては、既にお配りして、確認していただいております。修正等がございましたらお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(西倉剛 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、11月定例会会議録につきましては、小池委員にご署名いただき、会議録とします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第3 会議録署名委員の指名」を行います。本定例会の会議録署名委員は、谷島委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(谷島大 委員) はい。

日程第4 協議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 協議」です。本日予定しております協議事項は、3件でございます。それでは、協議事項1について、説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 協議事項1につきましては、池田教育総務課長より、ご説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) 「協議事項 1 上尾市学校施設更新計画基本計画(素案)について」ご説明申し上げます。上尾市学校施設更新計画基本計画の見直しについて、本年度末の基本計画の改定に向けて、今回から協議を進めていきたいと存じます。本日、ご提出した資料でございますが、3点ございます。1つ目が、約90ページにわたる冊子の形の「基本計画(素案)」、2つ目が、A4用紙1枚の「素案の概要」、3つ目が、協議資料と記した右上ホチキス留めの資料でございます。基本計画書(素案)については、事前配付して、ご一読いただいていると存じますので、素案の説明に当たりましては、見直しのポイントとなる部分を整理したA4用紙1枚の「素案の概要」と、この概要をベースに作成した「協議資料」を使い、キーとなるポイントを絞って、ご説明させていただきたいと存じます。2つの資料をご覧いただきながら、ご説明をお聞きいただければと存じます。それでは、素案の説明に入る前に、まずは、見直しに係る今後のスケジュールについて、ご説明したいと存じます。

協議資料の1ページをお願いいたします。本日から3月下旬のスケジュールを記載しております。最終的な一応のゴールとしては、3月下旬に開催予定の令和5年上尾市教育委員会3月定例会において、「基本計画の改定」の審査をいただき、基本計画の改定の決定をいただきたいと存じます。本日から3月の議決までの間でございますが、12月23日には、市議会の調査特別委員会が開催され、基本計画素案について、ご報告してまいります。そして、次の週12月26日から約1か月間をかけまして、素案について、パブリックコメントによる意見聴取を実施するとともに、1月中旬から市内6か所の公立公民館において「地域公聴会」を開催し、対面で素案に対する意見聴取を予定しております。そして、これらのご意見を参考として本日ご提出した素案について修正、追記等の調整を進め、2月の教育委員会定例会においては、意見を踏まえた基本計画案を改めて提示させていただき、継続の協議を進めてまいります。そして、最終的には、3月定例会において、議案としてご審議いただくことを予定しております。

ここで、「パブリックコメント」や「地域公聴会」というお話が出てまいりましたので、ご説明したいと存じます。資料の2ページに記載している「基本計画(素案)に対する意見聴取」をご覧ください。まず、「パブリックコメント」について、計画(案)の公表・意見募集期間は、12月26日から1月30日にかけて実施いたします。計画案等の設置場所、パブコメの対象者等については、資料記載のとおりでございます。次に、「地域公聴会」について、上尾市において、各種基本計画等の策定の中では開催したことはなく、おそらく初めて実施するものと思われるかもしれませんが、事例としては、都市計画の分野において実施されている例がございます。今回は、調査特別委員会からの提言を踏まえて、広く住民の意見を聴取する機会を確保するために、6つの地区において、公聴会という形で実施するものでございます。地域公聴会において、意見を申し出る者を公述人と呼びますが、公述人は、事前に指定した「公述申出書」を指定した期日までに提出し、公聴会当日は、公述席にて5分間の時間の中で、意見を述べていただくことを予定しております。なお、公聴会においては、教育委員会事務局から素案の説明をした後の公述を予定しておりますが、公聴会は意見を聴取することを目的としておりますので、素案に対する質疑応答は行わずに、公述人からの意見聴取のみを行います。そのほか、公聴会の詳細については、資料記載のとおりでございますが、パブリックコメント、公聴会のほか、素案に対する意見聴取の機会としては、学校長及び自治会長に対して素案を説明し、意見聴取をするほか、各校PTA会長にも意見聴取をする予定でございます。なお、全児童生徒の保護者に対しては、パブリックコメントの募集の際に、さくら連絡網を利用して、全保護者への周知を図る予定でございます。

それでは、本題の基本計画の素案について、ご説明させていただきます。資料4ページをお願いい

します。最初に、基本計画の全体像をつかむために、目次をもって体系を説明させていただきます。4ページには、左右に目次を示しておりますが、左側が改定前、右側が改定後になります。まず、左側の改定前をご覧いただくと、使っている用語だけを取ってみても施設管理、施設マネジメントの観点からの記載が多く見受けられると思われます。対して、右側は改定後の今回の素案の目次となりますが、調査特別委員会から「教育的観点に主眼を置いた」との提言を踏まえまして、教育的観点を主眼とした計画体系となるよう、素案の作成に当たったところでございます。右側の改定後をご覧いただきたいと存じます。1の「計画の目的等」は大きく変更はございませんが、2の「現状と課題」においては、改定前と比較して、児童生徒の指導面において大きな影響を与える教員等の配置についての課題等を、新たに追加して記述しております。さらに、3の「学校教育を取り巻く環境」ということで、国や市における特筆すべき教育的取組や教育環境に及ぼす変化などを、新たに追記いたしました。さらに、4についても、調査特別委員会からの提言のあった「幅広い意見聴取」について、実施してきた、又は実施する意見聴取の結果について、整理して記述する予定でございます。そして、見直しが一番重要な部分となる「計画のコンセプト」「方向性」「方針」を5と6として、ゼロベースから検討を進め、3つの方向性に分類をして整理したところでございます。計画の体系は以上でございますが、本日の説明に当たりましては、改定ということもございまして、改定に当たっての重要な部分をピックアップして、ご説明したいと存じます。これからご説明する部分は、資料の目次では、赤の下線を引いている部分で、順次、ご説明申し上げたいと存じます。

5ページをお願いします。別に配布をしております「概要」と同じものとなりますが、概要に沿って、①から⑦のパーツに分けて説明していきたいと存じます。

6ページをお願いします。最初に「基本計画見直しのポイント」でございます。1つ目のポイントは、経費35%削減の枠に捉われない基本計画へ見直しをしたこと。2つ目は、教育的観点を主眼とした基本計画へ見直ししたこと。3つ目は、児童生徒数について実態に即した推計を採用したこと。4つ目は、市民、保護者、児童生徒へのアンケートの実施のほか、ワークショップなど、幅広く聴取した意見を踏まえて見直しを行ったこと。5つ目は、将来の人口変動等にも柔軟に対応するよう計画見直しの時期を明記したこと。以上、見直しのポイントを5つに捉えてございます。なお、見直しのポイントの下段の記述や、資料右側に記載した調査特別委員会からの提言書にも、同じくローマ数字が記載されておりますが、それらは、只今、説明したポイントに相応する部分でございますので、参照しながら、お聞きいただければと存じます。今回の基本計画の見直しに当たっては、調査特別委員会からの提言書の内容を尊重した上で、見直しを実施しております。見直しに当たっては、行財政や施設マネジメントの観点、経費削減を前提としてアプローチするのではなく、子どもたちの未来の学びを第一に考え、教育的観点、つまり現在の児童生徒を取り巻く教育環境、教育的指導などにおける課題やその解決の手段、そして、国が描く将来の教育的ビジョンなどを整理した上で、本基本計画の方向性を3つに分類し、各方針を明文化させております。また、児童生徒数の推計については、上尾市の実態に即したものを採用し、改めて推計し直してございます。そして、基本計画の見直しの基本となるのは、保護者をはじめとする市民の声であり、昨年度の地域説明会で出された意見のほか、1万人を超えるサンプルのあった保護者アンケートをはじめとする5種類のアンケートを基本に骨子案を作成し、さらに、ワークショップにおいて寄せられた意見を踏まえ、骨子案を修正した上で、本日、素案をお示したところでございます。そして、この素案を作成するに当たり、将来における児童生徒数の推計に大きな変動要素が発生した場合等に、柔軟に計画の軌道修正を図ることができるよう、本計画は10年ごとに見直しを行うことを新たに明記いたしました。以上が基本計画見直しのポイントとなる部分でございます。

続きまして、7ページをお願いします。児童生徒数の推計でございます。推計は、市議会や地域説

明会における意見、さらには、調査特別委員会からの提言を踏まえ、「上尾市地域創生長期ビジョンの推計と整合させた推計」、こちらは合計特殊出生率約1.36の推計のほか、合計特殊出生率が高位の約1.46で推移した推計、及び上尾市の過去10年間の合計特殊出生率の平均の約1.26を採用した実態ケースでの推計の3パターンを基本計画に掲載いたしました。基本計画書には、実態ケースによる学校毎の推計も掲載しておりますが、学校によっては横ばいで推移する学校も見られる結果となっております。また、推計人口については、地域説明会などにおいて、令和2年の国勢調査結果では、総人口が、前回平成27年の調査から微増している状況であることが指摘されたところでありますが、国勢調査結果を年齢別見てみると、資料記載のとおり、65歳以上の人口が大きく増加する一方で、15歳以下の人口が大きく減少している状況でございます。

続きまして、8ページをお願いします。学校別の人口推計の一部について、資料に掲載をいたしました。8ページは上尾地区の小学校であります。オレンジ色の線、中央小学校においては、今後増加が見込まれております。推計である令和4年から6年間の推計については、0歳の乳児から小学校就学前の幼児について、住民基本台帳からその実数をカウントして推計していることから、ほぼ実際の入学者数に近い数字が推計されることとなります。中央小においては、学区内の宅地、マンション開発による人口増があったためと推測されるところでございます。次のページには、大谷地区の小学校の推計を掲載してございます。大谷地区においては、4校ともほぼ横ばいで推移していくことが推計されております。これは、区画整理や住宅開発などが見込まれることから、学区内の特性を加味していることが影響し、その結果が推計結果にも現れたものと推測されるところでございます。計画書には、中学校を含むすべての学校の推計を掲載しておりますので、後ほど、ご参照いただければと存じます。児童生徒数の推計については以上でございます。

資料の10ページをお願いします。学校規模の推計でございます。こちらの推計に当たっては、先ほどのご説明したとおり、合計特殊出生率1.26の実態ケースを用いた学校毎の推計をベースに各校の学校規模を推計した結果でございます。一部の学校において学級数の増加が見られるものの、全体としては、児童生徒数の減少による小規模化の傾向にあり、学校間では学級数の減少率の幅に格差が広がる結果が推計されております。

資料の11ページをお願いします。概要には記載しておりませんが、教職員の長時間労働が問題視される中、アンケートやワークショップにおいて、学校の小規模化に伴う教職員の負担増を懸念する声も多く出され、教職員の配置基準に関する質問も出されておりました。このような声を踏まえまして、見直し後の基本計画の中では、教職員の配置基準と現状について、追記をしてございます。具体的には、教職員の配置については、資料右側に掲載した埼玉県の教職員配当基準の基づき、学級数に応じた職員配置が行われていることや、教職員が担当する校務分掌について記載しております。

資料の12ページをお願いします。ここからは、本基本計画の肝となるコンセプトと3つに分類をした方向性についてでございます。まず、計画のコンセプトでございます。コンセプトは改定前と変更なく、「持続可能な教育環境づくり」でございます。このコンセプトは、最新の技術で建築された新しい校舎などの施設へ建替えることで、子供たちや教員のみならず、地域の安全安心を確保して、100年先の未来においても、子供たちが毎日学校に行きたいと思う魅力あふれる学校を整備したいという願いと、将来への道を示すという決意を込めて掲げたものでございます。そして、この持続可能な教育環境づくりの実現を図るために、教育的観点の主眼とした3つの方向性を位置付けて、計画を推進していくことを明記してございます。方向性として、左側の記載になりますが、教育環境の整備方針、学校規模の適正化方針、学校施設の更新方針の以上3つの方向性に分類してございます。それでは、その3つの方向性について、ポイントを説明してまいります。

資料の13ページをお願いします。まずは、方向性1「教育環境の整備方針」でございます。この

方向性は、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための教室や校舎等の整備に関する方針となりますが、キーワードは資料に記載しているとおり、4つの言葉で、「安全・安心」、「新しい学び」、「地域」、「快適」でございます。この4つのキーワードを柱に学校施設のあり方を整理、反映させながら、最新、最先端の新しい時代の学びにふさわしい学び舎を整備して、地域のシンボルとなる魅力あふれる学校の整備を目指し、それを実現することで、シティセールスや人口増加施策にも寄与させていくという考えの下に、教室空間などの整備することを計画書の中では記述をしております。4つのキーワードのうち、「安心安全」では、大前提となる児童生徒の安全を確保するために、基本的には、いわゆる旧耐震基準の建築物の建替えを前提としつつ、劣化状況の調査を実施して健全性を確認した上で、施設の延命利用や施設の建替えの検討を行うことを明記したほか、「快適」では、施設内の空調設備、エアコンの充実や学校施設のバリアフリー化などを記述しております。そして、「新しい学び」の観点では、ワークショップの意見交換において、「施設の可変性」を望む声も多くありましたので、その意見を踏まえた形で、変化に対応する柔軟性や可変性のある施設や、固定観念にとらわれない多様な学習環境を展開できる教室空間を検討していく必要があることを記述しております。また、同じく「新しい学び」の観点では、先日ご講演いただいた長澤悟先生が中心となって策定をした有識者会議の報告書に、その先進的な考え方が多く記載されておりますので、それらを参考にして、本基本計画に記述をしているところでございます。そして、近年、全国各地でその考え方が導入されている「小中一貫教育」については、その考え方について整理をして、計画書に新たに追記をしております。埼玉県内においても、先日は志木市において小中一貫教育の導入が報道されていたほか、さいたま市や越谷市においても新たに法制化された義務教育学校の設置に係る報道がされていたところであり、各自治体において小中一貫教育の導入に向けた明確な動きが見えてきたところでございます。改定前の基本計画においては、巻末資料として、平方地区と原市地区に「小中一貫一体校」という形で、学校再編の案を出していただけで、特段、小中一貫教育に関する記述をしておりませんでした。そこで、今回の基本計画においては、方向性1の「新しい学び」の中において、小中一貫教育がもたらす児童生徒への効果やその必要性、そしてその方針をしっかりと明記をいたしました。

資料の14ページをお願いします。小中一貫教育について、基本計画書には、次のことを記載しております。令和3年1月に出された、中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」においては、「新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について、一体的に検討を進める必要がある」と記されてございます。上尾市においても、児童生徒への効果を考えたときに、これまでも実施している小中連携の取組をさらに深化をさせ、小中一貫教育の更なる充実を図る必要があると考えております。そして、方向性として、3つ目の○になりますが、隣接・近接する学校の更新や再編による統廃合を行う際には、小中一貫教育の更なる充実のために、学校間の交流を促進する教育施設の共有化など、必要な環境整備を進めていくという教育的観点を主眼とした施設整備の方針を明記したところでございます。そして、さらに、小中一貫教育について、方向性3の中でも触れておりました、学校施設の共有化が期待できる学校は、教育的効果の最大化を目指し、隣接、近接する学校は積極的に学校施設の共有化を進めることも、併せて記述してございます。なお、小中一貫教育については、教育委員会として、その方針を定めることを準備しておりますので、検討の状況について、この後、学校教育部から説明申し上げます。方向性1については、以上でございます。

資料の15ページをお願いします。続いて、方向性2の「学校規模の適正化方針」でございます。学校の再編、統廃合にも関わってくる内容でございますので、重要な記述の一つであると捉えてござ

います。今回の基本計画の中では、国の考え方を示した上で、上尾市の考え方を整理・検討し、基準となる2つの考え方、方針を計画書の中に明文化してございます。まず1つ目が、子供たちの学びに望ましい学校規模ということで、上尾市が理想とする学校規模を提示しました。それは、小・中学校ともに、12学級以上18学級以下の規模で、計画書には記載をしておりますが、国の法令等で定める標準と同じ規模でございます。他の自治体においては、適正規模の上限を24学級などと定めている自治体もございますが、上尾市における理想は、12学級以上18学級以下の規模と定めたところでございます。また、この「望ましい学校規模」について、骨子案においては、小学校は12学級以上24学級以下、中学校においては9学級以上24学級以下と記しておりましたが、ワークショップにおける意見として、「国の基準と異なりわかりづらい」という声や「あまりにも大きすぎる学校は課題がある」という声などを踏まえまして、今回の素案においては、上尾市が理想とする学校規模を小・中学校ともに、国の標準と同様の12学級以上18学級以下と定義づけしたものでございます。なお、この定義づけに関連して、資料の中段部分に※印として、「『子供たちの学びに望ましい学校規模』に当てはまらない規模の学校については、現状の児童生徒数の下での具体的な教育的課題や影響について、総合的に分析を行い、将来における児童生徒数の動向や通学区域内の住宅開発の状況等を見据えながら、望ましい学校規模に向けて、適宜、対応する。」と明記し、当該校の置かれている様々な状況を勘案しながら、個々の学校毎に理想とする規模に向けた対応を取ることを方針といたしました。そして、今回、適正規模に向けて整理した2つ目の方針は、「学校再編を検討するタイミング」についてでございます。資料下段の枠内をご覧くださいと存じます。小学校においては、児童生徒数の見込みにより、全ての学年で1学級の状態が5年以上継続することが見込まれた場合に、教育的な影響の改善を図るために、地域の実情を勘案しながら、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始すること。中学校においては、教科担任の配置が困難となる8学級以下の状態が5年以上継続することが見込まれた場合、小学校同様に、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始すること。以上の内容について、学校再編を検討するタイミングとして、基本計画書に新たに明記したところでございます。方針を定めるに当たって、一番に考えなくてはならないのは、児童生徒への効果や影響です。それを考えた時に、小学校における1学級編制の学校を否定するわけではありませんが、適正規模校においては当然に享受できる教育的効果などが、小規模校においては、受けにくかったり、その効果が薄まってしまったりするようなケースがあると考えます。また、中学校においては、8学級以下の規模となると、教科担任の配置が困難となり、生徒への教育的指導面における懸念も出てくるところでございます。そして、もう一つの観点として、教職員の負担の面も考慮する必要があると考えます。基本計画においては、教職員の配置と校務分掌について記載をしておりますが、教職員の負担が増えることで、本来、児童生徒へ向けることができる時間を、別の校務に割けなければならないケースが出るなど、児童生徒への見えない影響も出てくることも懸念されるところでございます。このようなことを総合的に考えたときに、小学校では、全ての学年で1学級の状態が、中学校では教科担任の配置が困難となる8学級以下の状態が、一定期間見込まれる場合には、学校関係者、保護者や地域住民とともに、統廃合を含めた学校規模の再編について、検討を開始」ということを定めたものでございます。ただし、あくまでも統廃合を含めた再編の検討を開始するもので、決定するものではございません。そして、3つ目の★部分になりますが、学校の再編に当たっては、将来の児童生徒数の動向を総合的に検証し、通学区域の見直しや学校の統廃合による望ましい学校規模の維持に努め、その実施に当たっては、保護者や地域住民との対話を通じて合意形成を図りながら、進めていくものでございます。この枠内に記した方針については、骨子案とは一部修正を加えてございます。★の1つ目、2つ目の文末の表現でございますが、骨子案では5年以上継続することが見込まれる学校の統廃合を検討しますという記述でございましたが、ワークショップなどにおけるご意見を踏

まえ、「地域の実情を勘案しながら、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します」という表現に修正をさせていただきます。つまり、統廃合や通学区域の変更などによる学校の再編について、保護者や地域住民の意見を踏まえた上で、判断していくものでございます。そして、学校の再編に当たっては、通学距離のご意見も多く出されておりましたので、それに応えるべく、学校再編を進めるに当たっての留意事項として整理して、基本計画に記載をしております。

16ページをお願いします。再編に当たって留意すべき事項として、2点を挙げております。1つ目が「児童生徒の通学距離・安全確保」、2つ目が「既存施設・跡地の有効活用」でございます。学校再編に際しての通学距離の考え方は、国の法令においては、小学校は概ね4キロメートル、中学校は概ね6キロメートル以内であることが適正としておりますが、上尾市における徒歩通学の距離の目安については、本計画の基本方針にも示されているとおり、小学校、中学校ともに1.5キロメートルから2.0キロメートル以内を目安として、再編を検討すること。そして、再編に当たっては、当該距離の目安を基本に、子供の発達段階、通学の安全確保、地域の道路事情等を総合的に勘案して、学校関係者、保護者や地域住民との丁寧な対話を通じて合意形成を図ること、3つ目として、やむなく目安を超えて通学する児童生徒が発生する場合は、その通学方法についても検討していくことを、留意すべき事項として明記をさせていただきます。また、跡地の有効利用については、学校再編により廃校となる場合、跡地や耐用年数内での校舎や体育館の活用については、地域の意向を踏まえ検討することを記述してさせていただきます。学校規模の適正化方針の説明は以上でございます。

資料17ページをお願いします。それでは、最後3つ目の方向性の「学校施設の更新方針」でございます。方向性3では、施設マネジメントの観点中心の記載となるところでございますが、方向性3においても、できる限り、教育的観点からの視点をもって、方向性の整理をしたところでございます。ここでは、「耐用年数の延長」「施設の複合化」「経費の削減」の3つの項目で考え方を整理してございます。1つ目の「耐用年数の延長」では、調査特別委員会の提言書における「長寿命化についても、改めて検討をすること」を踏まえ、基本計画の見直しに当たっては、改めて、建築物の耐用年数、長寿命化等について、その考え方を整理してございます。鉄筋やコンクリートの劣化状況の調査により、建物を支える柱などの構造体の健全性や安全性が確認できた学校施設は、目標耐用年数を15年延長し、施設を延命利用すること。耐用年数の延長に際しては、目標耐用年数に到来する5年前までには、鉄筋やコンクリートの劣化状況を確認するための躯体健全性調査を実施すること。なお、現状の学校施設においては、大規模改修や耐震補強など、適切な保全が行われていることから、延長に際し、長寿命化工事を必須とせず、必要な維持管理を継続していくことで、更新費用を確保する。以上のことを基本計画では明記をさせていただきます。そして、「施設の複合化」については、児童生徒への様々な教育的効果を向上させる観点からも、公共施設の複合化を進めること、「経費削減」では、仮設校舎を建設しない建替計画や校舎の集約化など、最少の経費での施設更新をすることや教育的効果の最大化を目指した特別教室等の共有化などによって、将来世代に過度な負担を先送りしない「持続可能な行財政運営」に資することを最後に記述してさせていただきます。コンセプトと3つの方向性については以上でございます。

資料18ページをお願いします。最後に7番目の「計画見直しの時期」について、今回新たに記載をしておりますのでご説明します。基本計画書においては、上尾市総合計画や上尾市都市計画マスタープランなど、市が策定する長期計画が、最長10年間であること、また、施設の性質上、将来における人口の増減、特に年少人口に大きく影響を受けるものであること等を踏まえ、10年ごとに見直しを行うことを明記しております。また、学校施設に大きな影響を与える教育制度改革や上位計画の見直しにより、基本計画の見直しの必要性が生じた場合には、見直しを行うことも併せて記述をさせていただきますので、すでに説明しました児童生徒数の推計について、大きな増減が想定されるような場

合においても、しっかりと対応することができるよう、計画の見直しの時期について明記してご説明します。以上、長くなりましたが、基本計画素案の概要をご説明させていただきました。冒頭ご説明させていただきましたスケジュールに沿って、本日から協議を進めてまいります。委員の皆様におかれましては、それぞれのご経験、お立場から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、より良い基本計画を策定していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 協議事項1につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) まず感想として市内全小・中学校の各棟の設備点検調査結果並びに計画の根拠や現状、課題等について詳細かつ明瞭にまとめられていて、今後の方向性が把握しやすい貴重な資料であるというように思っています。

まず文言の訂正について、1点目は素案4ページの9行目に中央審議会と書かれていますが、39ページ、41ページ、74ページ等では中央教育審議会と記載されていますので、整合性を取るためにも中央教育審議会に改めるほうがよいと思います。

次に、意見と質問ですが、計画の方向性と各種方針の中で記載がありました教室用机について伺います。素案72ページの6行目に、学校施設の改築に合わせ、1人1台端末に対応した新JIS規格の教室用机整備と記載がありますが、新JIS規格とは簡単に言えば一回り大きい机であり、その整備は、改築の際にのみ行われるものなのかという点です。同じページのTopicの欄に、旧規格の机では教材等が落ちてしましますが、新規格で机が大きくなる一方で通路幅が狭まり、机間指導がしにくくなるなどの課題があるということが書かれています。しかし、私が学校を訪問した際に感じたこととして、多くの授業で児童生徒がもう既に端末を活用している状況である一方で、施設の改築となると、今後長い年月を要するだろうと予想されます。そこで一考として整備がされる学年とされない学年の学年差が生じてはきますが、改築を待たずに学級の児童生徒数の少ないところから新規格の机を段階的に整備してみてもどうかという私の考えなのですが、いかがでしょうか。

(池田直隆 教育総務課長) ご承知のことと思いますが、教室は決まった四角い形に壁で仕切られております。ここには、現状の机では当然40個程置くスペースがありますが、これが新JIS規格の大きな机が40個置くことを想定してみますと、現実的には難しい状況です。従いまして、現状の施設の中では、新しい机を全校で入れ替えることは難しい状況です。しかしながら、先日の飯能市の学校を視察した際には、天板だけ変えて大きな机にしておりましたが、そのようなことも小さな学校であれば可能であると思います。状況を見ながらその部分については検討していかなければいけないと思いますし、改築する際には、それを見越して、教室も大きくなっていくと思いますので、改築する学校と改築しない学校との公平性等なども含めながら検討していきたいと思います。

(矢野誠二 委員) 検討していただきたいと思います。確かに公平性ということになると、公平でなくなります。先程も申し上げた通り、40人近い児童生徒がいる教室では、なかなかその通路が作れずに移動しにくいというのは当然考えられますが、逆に言えば、30人以下の学級等もあるわけですので、そういうところでは、机が大きくなってそれほど支障はないのかなと思います。そのようなことで、そのような児童生徒数が少ないなど可能なところから少しずつ入れるなど段階的に整備されてはどうかという意見です。ご検討をお願いします。

(谷島大 委員) 全体としまして、今後の更新計画の構成や方針について様々な角度から検討されていて、わかりやすくまとめられていると感じました。ただ、35年という長い計画期間の中で、各学校の劣化状況が示されていて、その老朽化状況等を踏まえて更新していくことや、今後の調査によっては長寿命化を図っていくという方針も示されていますが、どの施設をいつごろ更新する必要があるのか、またそれによってどのように全体を平準化していくのかという具体的なスケジュールが示されていないので、全体の計画がぼんやりしているというように感じました。また学校規模の適正化についても、学校の再編の検討を始めるタイミングについての要件が明確になったことはよかったと思いますが、実際に検討を開始するのはなるべく早い方がよいと思いますので、今回の案の中では児童生徒数の推計を3パターンに分けて記載されていますが、それをどのように活用し、今後を見込んで計画をしていくのかということがわかりづらく感じました。今後10年ごとに見直しを行うものであるということですが、このスタートである現時点で、更新やその検討をどの時期に行って決めるべきなのかという見込みや予定について具体的な更新計画を記載したほうがよいと思います。

(池田直隆 教育総務課長) 本基本計画については、基本的な考え方を定めるものと考えております。具体的なスケジュールについては、来年度にお示ししていきたいと考えております実施計画の中で、直近の5年間の予定と、それを計画するにあたっての全体のスケジュールなどについて定めていきたいと考えております。また、再編を考えるタイミングを5年前としています。実際には中学校には13歳で入学しますので人口の動態がわかっておりますし、小学校においても当該学区の0歳児を考慮すれば6年前にはその推計がわかってきます。それに加えて今回の推計や住宅開発の状況などを鑑みながら、5年前よりも前にも考えることはできますので、あくまでも地域での検討を始めるのは5年前となりますが、実際の見込みなどを含めた考えを行うことについては、それよりも前から開始していくこととなると思いますし、文部科学省の手引きなどにおいても、10年ということが示されておりますので、当然先々を見越した形で考えていくこととなろうと思います。

(内田みどり 委員) 内容的に以前と変わりがまして、細かい説明がなされていて、とても見やすい資料でありましたし、よいものになっていると思います。その中で、ご検討いただきたいこととして、素案11ページから16ページの小・中学校の児童生徒数の推移と見込みのグラフの中で、縦軸目盛の間隔や最大値がその学校や地域によって異なっています。これでは、地区同士で比較しようとした際にどの地区に問題があるのかということがわかりづらいためと思います。グラフの目盛りが大きいところと小さいところとでは、どちらの地区の生徒数が多いのか、もしくは少ないのかということが一見してわかりづらいため、小学校は小学校で、中学校は中学校で統一するのでもよいのかもしれませんができましたら目盛りをそろえていただくと、地区ごとの問題点がわかるように思いました。そちらについてご検討をお願いします。

続いて意見としまして、9ページに上尾市の地域創生長期ビジョンが掲げてありますが、その中では明日を担う人が育つまちづくりとして基本目標が定められています。その部分を上尾市教育委員会でも考えていく必要があると思います。以前に、富士見小学校が開校したときには、その地域に住みたいという人が増えたということもございますので、この機会に新しく学校を建設することによって、よいまちづくり、特に子育てしやすいまちづくりにつながるのではないかなということを感じるところでございます。また昔と違うGIGAスクール構想等もございますので、タブレットの使用ですとかモニター等、様々なものが教室内に増えているのが現状でございます。また耐震補強工事も室内に施工されていて、おそらく教室の幅も30センチ程狭まっていて、現在でも窮屈になっている状態であると感じます。一方で、机をできれば一回り大きくしていただきたいということをお考えすると、全

体的な学校の在り方というものが転換期に来ていると感じたところでございます。長寿命化ということも考えなくてはいけないのですが、この状態で子供達はよいのかなという疑問点があります。やはり経費の問題もありますので、順番を見て段階的に建替計画を考えていく必要性を感じました。

また、子供達の学びを一番に考えるということはもちろんなのですが、教職員の皆様にとっても、一人の人として仕事をする仕事場として、この環境はどうなのかなということも感じます。公務員だからこのようなところは我慢しなくてはいけないとかそれはあっていいのかと思ったりもします。先生方の姿を見て、そこで学んでいる子供達が先生になりたいと思っている職場でなくては、それこそ将来先生になっていく人材は育っていかないように思います。子供達に先生の姿を見せていただいて良い職場であるように気持ちのゆとりが持てる職場であってほしいと思いました。今回アンケートもとてもよいものだと思いますが、欲を言えば、教職員の皆様からの回答の若干の少なさがありますので、先生方も一緒に考えましょうという思いがあります。また、アンケートの結果を基にこれからも地域の方々と一緒に検討していただき、よりよいまちづくりのためにもよい学校を作っていただきたいと思います。

(小池智司 委員) 白紙に戻った改定前の計画から比べるとだいぶ内容が変わってきており、よりわかりやすくなったというように思います。この学校施設の更新の中で、施設の耐用年数を迎える5年前に劣化状況の調査を行うとされ、この調査を令和3年度にも実施した評価内容が一覧として載っています。その中で建築から56年から57年と目標耐用年数まであと3年から4年と迫っている施設もあります。さらにはその中でも評価として広範囲に劣化であるC評価となっていると長寿命化も難しいのではないかと思います。今後スケジュールとして、来年度に実施計画を協議・策定されたとして、その実施計画を5年間かけて実施していくと思いますが、スケジュール的にタイトな感じであるというように思いますが、これについてはどのように進めていくことを考えているのか伺います。

(池田直隆 教育総務課長) 施設の調査をした上で、延命化できるのかどうかについて5年前に判断を行っていきますが、耐震補強工事をする際に実施した中性化等の調査結果の資料がありますので、まずはその結果をベースとした中で、延命できるかどうかを判断していきます。常に60年プラス15年全てを使うのかということではなく、使えるものは使いますが、場合によっては平準化をするためにプラス10年で建替えをすることについても、全体の財政のバランスや建築の労力などそのようなことも踏まえながら、できる限りの平準化を進め、35年間の中で努めていきたいと考えております。そのことについては、来年度に実施計画の中でお示ししてまいります。

(小池智司 委員) 今の素案の段階からさらに細かく詰めていって基本計画案になっていき、それを踏まえてまた実施計画につなげていくということで、よりよい案になっていけばと思います。一点記載の誤りかと思う点についてですが、素案32ページの中学校の配置図で半径2キロメートル圏内を示す円の図がありますが、南中学校の円の中心がずれているように思います。前ページの大谷小学校と同じ円になってしまっていると思いますので、確認をお願いします。

(西倉剛 教育長) 31ページの小学校の図も含めて、もう一度きちんと確認してまいります。

(大塚崇行 教育長職務代理者) まずは素案9ページに、児童生徒数の推計を3つのパターンで記載していただきました。実態ケースと長期ビジョン推計、そして高位推計の3パターンですが、希望的観測も大きいのかなと思ひまして、昨日の新聞でも載っておりましたが、今年の出生数が80万人を切

るというような想定を上回るペースで少子化が進んでいるというところもありますので、上尾市の長期ビジョンを掲げて人口を増やしていくということはとても重要で大切なことと思っておりますが、そういった希望的な部分とあと教育委員会として実際の実情を見ていくというところも大切であると思いますので、上振れとなればよかったということですが、下振れした時に対応できなくなってしまう状況になってしまうということもありますので、そういったところもしっかりと想定はしておくべきだと思いますし、この数字を見ていると、将来的にまだまだ希望が持てるという数字なのかもしれないのですが、両方を見ておくべきというように思いました。

また、全般的にポイントとなる項目が網羅されておりますので大変よい計画を立てていただいております。今日は説明をいただき、どこがポイントであるというプラスアルファの説明がありましたので、理解できたところがあります。一方で、具体的な要素に欠ける部分もあるというようにも思います。この素案の中で、今後の予定に関する具体的な要素は、今後の実施計画で示していくということが素案5ページや6ページに載っていますが、この素案資料を最後まで読み進めていってその最後に至ったときに、この後は具体的にどうするのであろうという疑問が残りました。冒頭に書かれている内容で理解してもらおうということであればそれで済むのかもしれませんが、今期のことではなくその先々の今後の進め方について、項目が入っていてもよいのではないかと思いました。

(池田直隆 教育総務課長) 冒頭お話をさせていただいた通り、来週からパブリックコメントを予定しています。本日委員の皆様からいただきましたご意見に基づく修正を行ったうえで素案を公表していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。その他ご意見、ご質問等はございますか。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) 今説明にありましたように、12月26日から1月30日まで市民コメント制度による市民の皆様のご意見を頂戴することになっておりますので、ご承知おきいただきますお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は、午前10時45分から行います。

～ 休憩 ～

(西倉剛 教育長) 休憩前に引き続き、会議を再開します。続きまして、協議事項2について、説明をお願いします。

(太田光登 学校教育部長) 協議事項2につきましては、瀧澤指導課長より、ご説明申し上げます。

(瀧澤誠 指導課長) 「協議事項2 上尾市小中一貫教育基本方針(骨子案)について」ご説明申し上げます。指導課では、上尾市小中一貫教育基本方針を令和5年3月に策定するため検討をしているところでございますが、本日はその骨子案をまとめましたので、ご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。はじめに、方針策定の背景及び目的でございます。(1)の方針

策定の背景は、次のア～オの5点で構成しました。アの小中一貫教育が求められる背景につきましては、県の資料から、小中一貫教育が求められる背景として小・中学校の指導の違いや児童生徒の身体的発達の早まり、全国的に見られる課題としてのいわゆる中1ギャップの問題などがございます。これを受けまして、イでは上尾市におけるいわゆる中1ギャップの現状を、令和3年度の学年別不登校児童生徒数と全国学力学習状況調査の質問紙調査の2つのデータをもとに示しております。本市においても、不登校数が中学校1年において大幅に増加することや、中学生の学校生活についての肯定的な回答が減少する傾向にございます。

2ページをご覧ください。ウでは、上尾市においてこれまで取り組んできた小中連携の主な取組について、主な取組の内容及び現状における課題、それらを踏まえた9年間を見通した系統性・連続性のある小中一貫教育の充実に向けた取組の必要性について示しております。エでは、現行の第3期上尾市教育振興基本計画の施策展開において、各学校種間の連携と小中一貫に向けた教育の推進が位置付けられ、小中一貫を見据えた教育課程の編成や各学校種間の連携・協力を推進していくことについて示しております。

3ページをご覧ください。オでは、子どもたちのための新しい学校づくりに関するアンケートにおいて、小中一貫教育に関する質問についての回答状況をグラフ化して示したものです。アンケート結果から、どの調査対象においても、小中一貫教育に対する肯定的な回答が多くを占めており、いわゆる中1ギャップの解消や学力向上、生徒指導の充実を期待する声が挙げられております。以上を踏まえまして、上尾市が目指す小中一貫教育のイメージとともに、方針策定の目的をまとめたものが、4ページでございます。上段の赤い字で「連携」から「一貫」へとありますが、これがメインコンセプトでございます。先程も申しました小・中学校の接続期に見られる、いわゆる中1ギャップにつきまして、本市としましては、中1の時に突然起こる問題ではなく、小学校段階からの学習や生活における課題にも起因することが多い問題であると捉えております。そして、その解決のためには、小・中学校相互で9年間の子供の学習や生活、発達等の諸課題を理解、共有した上での教育活動を展開、充実させていくことが重要であると考えました。そこで、「連携」から「一貫」へをメインコンセプトとしまして、これまで主に小6と中1の接続期の取組に焦点が当たっていた小中連携の取組を深化させ、子供たちの9年間全体を見通した育ちや学びを重視する小中一貫とした教育を目指していくことといたしました。

5ページをご覧ください。上尾市が目指す小中一貫教育について、(1)の目的として、既存の小中連携の取組を生かして、9年間における系統性・連続性のある教育を実現し、児童生徒の生きる力を育成すること、(2)の推進の視点として、次の5点を重視すること、①各校における小中一貫教育に係る目標の設定、②学びの連続性を確保する教育課程・指導形態の工夫改善、③教育活動における連続性の確保、④教職員間の連携・協働、⑤家庭・地域との連携・協力を挙げております。また、(3)の期待される成果として、①学力の向上、②豊かな人間性や社会性の育成、③進学に対する不安の解消や期待感の高まり、④教職員の意識改革・指導力の向上を示しております。

6、7ページをご覧ください。小中一貫教育の推進体制については、(1)「上尾市全体で進める小中一貫教育」の姿を、大きく2つに整理し、それぞれ①から③までを柱として取組を推進してまいります。1つ目は、6ページのア全小中学校で推進する取組として、①小中一貫に係る目標の設定、②発達の段階に応じた継続した児童生徒理解、③保護者・地域への啓発及び理解・共有の促進が推進の柱となります。2つ目は、7ページのイ中学校区の特徴を生かした取組として、①教育の計画に関すること、②授業や児童生徒の活動に関すること、③保護者や地域とのかかわりに関することが推進の柱となります。

7ページの中段より下の(2)上尾市教育委員会の取組としましては、小中一貫教育の理念等の周

知や推進組織の設置、研究推進の3つの柱を中心に組み組んでいくことを示しております。7ページ下段の小中一貫教育の評価・検証につきましては、各校における取組を、各学校の学校評価や学校運営協議会での熟議等を通じて、適切に評価・検証し、取組の充実に向けていくことを示しました。

8ページをご覧ください。最後に、学校間の立地に応じた小中一貫教育についても整理して示しております。小中一貫教育の核となるのは、義務教育9年間を見通した目標の設定とその目標実現のための指導の一貫性であり、小・中学校の教員が、共に子供の9年間の学びや育ちを切れ目なく支援することです。また、小中一貫教育は、児童生徒及び教職員相互の理解や交流を充実させていくことで成果が生まれ、小中学校の距離が縮まるほどそれが促進されていきます。これらの点を踏まえ、本市では、市内各地域における小中学校の立地状況が異なることから、その状況に応じた児童生徒間・教職員間の距離を縮め、交流を活発化させる手立てを講じながら、最適な小中一貫教育の実現を目指してまいります。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 協議事項2につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) 方針策定の背景及び目的の部分で要望としてお話しします。環境が人を変えるというように様々な環境の変化が子供達の心身に大きな影響を与えることがあります。学校教育の場合、小学校から中学校に進学する際、不登校児童生徒数が一気に増加するということが、この表からも見て取れます。その解消も含め、小中一貫教育というのは大変大きな成果が期待できるものであると私自身も期待しております。小・中の9年間を見通した目標を立てた上で、小学校の先生方や中学校の先生方が同じ共通認識を持って学習指導や生徒指導を進めない限りは、この一貫教育の実現は難しいと思います。2ページ中段に、これまでの小中連携の主な課題が載っていますが、単なる連携に終わらず、それを更に深化して一貫に持っていくというコンセプトですが、大変残念なのは、きつい言い方になりますが、日程調整が難しいとか、実際には生徒指導連絡協議会が形骸化しているとか、このように小中連携ですら実際には小・中学校間の深まった連携が実施できていない状況です。このような状態では、一貫教育というのが名ばかりで終わってしまうのではないかという危惧をしております。そこで要望として、小中一貫教育を進める上で、実際にこのような課題を解決する実効性のある取組の推進というのをお願いしたいと思います。

(内田みどり 委員) 小中一貫教育の骨子案ということですが、5ページの小中一貫教育の実施により期待される効果の中にあるように、連携の中でも小中の連携だけではなく、小小の連携というのも、これから先大切になってくるように思います。例えば英語教育を小学校、中学校で取り組んでいく時に、他の小学校が取り組んでいないと、中学校に行ったときに足並みが揃わなくなるといったこともございますので、小小の連携についても力を入れていただきたいと思います。また9年間に渡っての見守りということの大切さということですが、働き方改革等がございまして、家庭訪問等がほとんどなくなっている状態であると思います。実際に一人の子供がどのようなところで、例えばいじめにあつてとか、不登校にあつてということがわかりにくくなっているのではないかと感じています。導入する校務支援システム等で、例えば学習面でのつまずきや、友達関係でのつまずきなど、どのようなところで辛い思いをしているのかなど、その年の先生方の申し送り事項を記録して、そのようなことが察せられるようなシステムを作っていただきたいと思います。9年間に渡って見て、中学に入ると不登校になる子が増えるというのは、学習面なのか生活面なのかはその他のことなのかはわかりませんが、小学校の時のそのような情報をシステムの中で見られることが重要のように思っておりますので、新しいシステムを作っていただきたいと思います。また保護者も関わるもので、小学校と中学校

とで健康手帳があります。この健康手帳の中にはどのような病気をしたとか、どのような予防接種を受けたなどについて書いたものを学校へ提出して、学期末ごとに持って帰り、記入して学校に持ち行くということがございます。これも、9年間通してやりますということであれば、小学校から中学校の9年間に渡っての見守り体制ということで、目に見える形で作れば、保護者も小中一貫だということが実際に分かるのではないかと思います。そのようなものをご提案としていたします。

この骨子案の方で、どうしたら不登校を防げるのか、またどうしたらいじめが無くなるのかというところの具体的なものは、なかなか実際に文書で記すことは難しいところだと思います。しかしながら、実際のところは、保護者の方からしてみれば、小中一貫教育に期待するところは、不登校を防ぐことや、いじめを防ぐということであると思いますので、そのような点で、小学校から中学校にどのような形で見守られて進学していくのかということを検討いただいて、具体的な形がプラスアルファであればなおよいと思いました。

(谷島大 委員) この骨子案には、小中一貫教育が求められる背景や実施して期待される効果が載っておりますが、アンケートの回答にありましたが、この小中一貫教育に移行することによるデメリットを感じる方や、実際そういう要素もあるのかなと思います。小中一貫一体校を作ることではないので、直接的な影響が今すぐある訳ではないと思いますが、そのようなデメリットとしてどのようなものがあるのか、そして今後、そのようなことにどのように対応していくのかという部分も、説明としてあるとよいのかなと感じましたので、意見として申し上げます。

続いて質問ですが、これまで小中一貫校の視察などの印象からそのイメージが強いので気になることですが、義務教育学校、一体型、隣接型などの小中一貫校は、基本的に一校ずつの中学校と小学校がセットになっているような学校を見てきましたので、それについては違和感がないのですが、これから中学校区ごとに小中一貫教育を行っていくとなると、中学校と複数の小学校が連携して9年間連続性を持っていくということになるので、異なる小学校から一つの中学校に進学していくということもありますので、9年間の育成を共有できる方法をどのように探っていくのかということや、逆に地域によっては、一つの小学校から、異なる中学校に分かれて進学していくという地域もあると思います。異なる小学校から中学校につなげるその連続性や系統性などをそれぞれの子供達にどのように意識づけていくのか、そのことが難しいように思いますので、そのことについて伺います。

(瀧澤誠 指導課長) 一つの中学校区において、複数の小学校が全てその中学校に進学するケースについては、その学区の中の中学校と小学校とで連携を密にして、小学校同士も調整や擦り合わせをしていくことが必要だと思います。一つの小学校から異なる中学校に行くケースにおいては、形が複雑になってきますけれども、中学校同士もやはり状況を確認して調整や擦り合わせを行いながら進めていく事が大事だと思います。いずれにいたしましても、全校で進める推進の柱として、共通の目標を小・中で立て、児童生徒の理解を小・中でお互いにしっかり進めていくということ、そして、それをしっかり保護者に啓発していくことということが大きなものになりますので、大きく外れることはないと思います。調整や擦り合わせは必要だと認識しており、その工夫が必要であると考えております。

(小池智司 委員) この骨子案は、これまで上尾市で進めてきた小中連携で取り組んできた成果で小学校6年生と中学校1年生の接続に関する取組が、今までほとんどであったというふうなところを、その中で見えてきた課題についてこれから改善工夫し、小・中9年間を通して、系統性や連続性のある小中一貫教育を目指していくものであると思います。これから子供が育っていくための資質、能力などの子供像を、小・中学校9年間かけて同じ共通意識をもって育てていくことは大変有意義で

あるというように思っています。しかしながら、一つの小学校から二つの中学校に進学する場合もある時に、教員の先生方は、どちらの中学校ともというような認識を持つことは難しい面もあるのではないかと思います。そこで、私が大谷中学校のPTA会長を務めていた時に、大谷地区の大谷小学校と鴨川小学校と今泉小学校、そこから進学する中学校である大谷中学校と南中学校の5校で、5校連絡協議会というのを年に1回から2回程度、PTA会長を含むPTAの役員の方や、学校の教頭先生とで行っていました。会場は毎年それぞれ持ちまわりで行っていましたが、小学校から中学校へ行く学校同士だけでなく、このように同じ地区の学校を通して、そのような連携を行っていけば、更にそのような問題が多少なりとも解決できるのではないかと思いますので意見としてお伝えいたします。

(大塚崇行 教育長職務代理者) 骨子案3ページのアンケート結果について、ここで特筆すべき事項であると思うのは、教員の方の8割、保護者の68パーセントの方が、小中一貫教育に取り組むことに必要、またはどちらかという必要ということで肯定的な意見であるということで、小中一貫教育に関しては、積極的に取り組んでいくべきというように思います。また、モデル事業として一部の小・中学校で実施し、段階的に実施を拡大するというようなことも、多くの方から言われていますので、そのような方法で進めていくべきであると思います。ポイントとなると思うところが、骨子案8ページに赤字で書いてある「ハード面」のことではなく、「ソフト面」のこと。」ということで、ハード面といいますと学校施設更新計画と関連してくると思いますが、そちらが認められないと話が進まないということではなくて、それとは切り離して進めていただきたいと思いますし、今後は地域での検討というのが主になるのかなと思っております。地域でと言いますと、平方地区や原市地区では実際に隣接している小・中学校がありますので、イメージしやすいところもありますが、実際はその隣接校だけではなくて、中学校には何校か異なる小学校から進学してくるということを考えますと、ハード面だけでは考えられないということを感じるころではあります。ただやはりこの先進めていくにあたっては、具体的な地域を選定して、その中で方向性が決まれば、実際的に検討していくこととなると思いますので、まずはモデルとしてあげていかないと一歩進めないということになります。全体的な形もあるとは思いますが、地域で先進的にやっというようなことも考えていただければ、具体的に進み、イメージが形になっていくということになると思います。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。その他ご意見、ご質問等がございますか。

(西倉剛 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(西倉剛 教育長) 続きまして、協議事項3について、説明をお願いします。

(太田光登 学校教育部長) 協議事項3につきましては、松木学校保健課長より、ご説明申し上げます。

(松木ヒロシ 学校保健課長) 「協議事項3 上尾市学校給食基本方針(骨子案)について」ご説明申し上げます。現在、学校給食施設につきましては、老朽化が進んでおります。また、現行の学校給食衛生管理基準に対応するために、調理作業等を工夫しながら調理業務に当たっているなどの問題がございます。そこで、学校施設更新計画基本計画の策定を一つのきっかけとし、提供方式も含め、本市の

学校給食そのものの在り方を、検討しているところでございます。上尾市学校給食基本方針(骨子案)では、学校給食の抱える課題、学校給食に関するアンケート調査結果や各給食提供方式の特徴などを踏まえ、作成いたしました。これから、多角的視点から様々な課題を解決し、将来にわたり安全・安心でおいしい学校給食の提供を実現するため、今後、上尾市学校給食基本方針(素案)を作成し、協議させていただき、令和5年3月に上尾市学校給食基本方針としてまとめたいと考えております。

それでは、1ページをお願いします。方針策定の背景として、学校給食を取り巻く環境でございますが、小学校給食施設は令和4年時点で22施設のうち19施設で、建築年数が40年以上と老朽化が進んでいる状況がございます。また、中学校給食施設につきましても中学校給食共同調理場を含めた12施設のうち11施設で、建築年数が30年以上という状況であります。これらの給食施設は、建築当時の管理基準に基づき設置されていることから現場職員の工夫等により調理作業をしており、給食調理員の業務負担となっております。

次に小・中学校給食の抱える諸課題として、まず小学校における課題といたしまして、慢性的な給食調理員の人手不足と富士見小を除く21校で給食施設が現行の学校給食衛生管理基準に対応するよう調理作業の工夫等をしながら調理業務に当たっていることから、作業効率の低下を招いております。中学校におきましては、中学校給食共同調理場で調理している主食・主菜の調理完了から喫食までの時間、給食の適温提供や作業効率の低下があげられます。

2ページをお願いします。児童・生徒・保護者へのアンケート結果では、アンケート結果の内容を一部抜粋しまして、既存給食の良い点・悪い点や今後の給食で重視してほしいこと、食育で重視してほしいことについての回答をまとめております。保護者への調査結果につきましては、学校給食において何を重視してほしいかの設問では、回答率の高い順に、栄養バランスの良さ、おいしさ、安全安心でありました。また、食育において何を重視してほしいかの設問では、食に対する感謝の気持ち、食事のマナー、食事の大切さ、好き嫌いせずに栄養バランスよく食べることが選択肢の上位でございました。児童生徒への調査結果につきましては、学校給食を好き、どちらかといえば好きと回答した理由では、味つけ・メニューがよいから、いろいろな食べ物が食べられるから、好きな物がでるからが選択肢の上位でありました。また、学校給食をどちらかといえば嫌い、または嫌いと回答した理由では、嫌いな物がでるから、食べられる時間が短いから、味つけ・メニューがよくないから、給食が熱い・冷たいからが選択肢の上位でありました。その他、給食の主食や主菜の温度では、すこし冷たい、冷たいと回答した児童は7%、生徒は21.3%と違いがございました。

5ページをお願いします。他市町村・提供方式の状況として、埼玉県内市町村における提供方式の採用状況(表1)をご覧ください。これは、令和4年10月時点で、埼玉県内の市町村で現在採用している提供方式をまとめた資料でございます。24市町で自校方式、45市町村でセンター方式、3市町で親子方式を採用しております。

6、7ページをお願いします。各提供方式における特徴(表2)をご覧ください。これは、本市で実施している自校方式、センター&サテライト方式の他、センター方式、親子方式のそれぞれの方式について、上尾市立小・中学校給食運営委員会で意見をいただき、各提供方式の特徴についてまとめたものでございます。

8ページをお願いします。上尾市学校給食基本方針(骨子案)でございます。これまで説明いたしました方針策定の背景、児童・生徒・保護者へのアンケート結果、他市町村・提供方式の状況の各提供方式における特徴などを踏まえ、安心安全で、おいしい給食を続けるために、学校給食の目標及び4つの方針を掲げました。なお、各方針の具体的な内容につきましては、現在精査中でございますので、上尾市学校給食基本方針(素案)にて提示させていただきます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 協議事項3につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(内田みどり 委員) 1点目の質問として、上尾市の中学校で行っているサテライト方式を採用した背景がどういったものであったか伺います。

(小林正和 中学校給食共同調理場所長) 中学校給食共同調理場は、平成5年度から稼働しており、中学校給食はそこから始まっています。稼働する際に、給食をどのような方式で提供するかという様々な検討の中で、温かいものは温かい状態で出せるであろうということや、効率等を考えまして、センター・サテライト方式を採用したと聞いております。

(内田みどり 委員) 2点目の質問として、自校方式、センター方式、サテライト方式とありますが、経費的に一番掛かるのはどの方式になるのか伺います。

(小林正和 中学校給食共同調理場所長) 手元に資料がないので正確に申し上げられませんが、運営コストでは、自校方式と比べますとセンター・サテライト方式はかなりの額が掛かると認識しております。

(内田みどり 委員) 3点目の質問として、さいたま市では、あれだけ多くの学校がある中で、自校方式を全校で行っているようですが、わかる範囲でその理由について伺います。

(松木ヒロシ 学校保健課長) さいたま市の状況は把握しておりません。

(内田みどり 委員) このサテライト方式の中で、保温性の高い食缶を購入していくと説明がありました。今は昔と比べて保温性が良くなっていると思いますが、例えば何度のものを何時間ぐらいキープできる機能のものになるか伺います。

(小林正和 中学校給食共同調理場所長) カタログ等を確認しておりますが、基本的なことにつきまして特にカタログ等には記載されておりません。冬休みに納品される予定の食缶は金属が二重になっており、今後検証を行っていく状況でございますが、効果はあるのは間違いございません。

(内田みどり 委員) 小学校や中学校で給食の試食を何度かさせていただいておりますが、小学校の給食はとてもおいしいという評判です。それは自校方式で作っているからおいしいのかなと思う反面、これがセンター方式になった時にどうなるのかなとも思います。また、人件費などのコスト的な問題を考えるとセンター方式が良いのかなと思う部分もあります。実際に中学校給食を試食したときに、これを小学校で出すときにはもう一品デザートがあれば子供がさらに喜ぶのではないかなと感じるところがありました。給食の献立表を見ると、一月のうちに3回程ゼリーやヨーグルトが出たりしていて、おそらく今月末もセレクトデザートのような、子供にとっては大変楽しみな給食であると思います。それらを考えたときに、もしセンター方式にしたときでも、保温食缶などが充実していれば、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく学校に届けられて、なおかつもう一品として、子供が楽しめるようなフルーツなどのデザートが付けられるのであれば、センター方式も検討する余地もあるのかなと思います。その場合の味がどうなのかというところはわからないので、そういったところも、例えば久喜市では一か所で大きく作っていると聞いていますので、そのような他市の調査をしていただ

ければなと思いました。意見として申し上げさせていただきます。

(太田光登 学校教育部長) 先程のご質問の自校方式、センター方式、サテライト方式の中で、一番コストがかかるのは、センター・サテライト方式です。

(大塚崇行 教育長職務代理者) まず、この時期にこの基本方針を定める目的について改めて確認したいと思います。骨子案1ページには、取り巻く環境ということで、今起きている学校給食に関する問題が明記されております。施設の老朽化や人員不足ということがありますが、そのような中でも、このアンケート結果でも8割以上の児童や生徒がこの給食に満足しているというように答えているように、大変よくやっているとしたいと思います。そのような中で、今この基本方針の素案を立てるといことになりますと、学校施設更新計画に関わるハード面の部分での改善を求めていくと、それにはまだこれからの課題があるということでもありますので、それとは切り離して、ソフト面での改善を求めていくのかということでは、それによって、今回の基本方針の作りや今後の実施計画の構成が変わってくるのではないのかなと思っておりますが、そのことについて伺います。

(松木ヒロシ 学校保健課長) 実施計画につきましては、校舎に付随する施設でもあることから、学校施設更新計画の進捗を見ながら考えていきたいと思っております。

(大塚崇行 教育長職務代理者) その状況によって方向性が変わってくるということもあると思っております。骨子案8ページにその方針が4つ示されていて、その中でも方針4の将来的にわたり安定的な給食提供体制を構築するところがハード的な施設面に関わってくると思っておりますが、そのような部分がどこを目指しているのかがわかりづらいと思いたしましたので、次の素案やその後の実施計画が出てくると思っておりますが、それに関わることを明確に記載していただければよいかなと思っております。全般的なところで、もう一步踏み込んだ形での方針と計画という部分を出していただきたいというのが私の意見です。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。ご意見として承ります。その他よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(西倉剛 教育長) 質疑、意見をいただきましてありがとうございます。本日の各協議事項に対しまして、いただきました意見等を反映させ、今後も検討を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

日程第5 報告事項

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 報告事項」に移りたいと存じます。本日予定されている報告事項は2件でございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(小田川史明 教育総務部長) 報告事項1につきましては、山内図書館長より、ご説明申し上げます。

○報告事項1 令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

(山内正博 図書館長) 報告事項の1ページをお願いいたします。「報告事項1 令和4年度上尾市一

般会計補正予算に係る意見の申出について」ご説明します。市議会の議決を経るべき事件である令和4年度上尾市一般会計補正予算（第12号）のうち教育に関する事務に係る部分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出る必要が生じたところ、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して処理いたしましたので報告するものでございます。1ページの2内容をご覧ください。この度、上尾市議会12月定例会に追加で提出した補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、20款繰越金でございます。歳出につきましては、9款教育費、5項社会教育費の補正前予算額8億6,905万2千円に、1,869万3千円を追加し、補正後予算額8億8,774万5千円とするものでございます。これは、アサヒ住建株式会社を相手方とする（仮称）新図書館複合施設建設工事（空調換気設備工事）の契約解除に伴う損害賠償請求控訴事件の判決の確定を受け、必要となる経費として、9款、5項、3目図書館費、図書館運営事業において、21節補償、補填及び賠償金1,869万3千円を増額計上するものでございます。2ページ目の事項別明細書は、その詳細でございます。説明は、以上でございます。

（太田光登 学校教育部長）報告事項2につきましては、瀧澤指導課長よりご説明申し上げます。

○報告事項2 令和4年11月 いじめに関する状況について

（瀧澤誠 指導課長）報告事項の3ページをお願いします。「報告事項2 令和4年11月 いじめに関する状況について」でございます。4ページが小学校、5ページが中学校の状況となっております。11月のいじめの認知件数は、小学校99件、中学校10件でございます。解消につきましては、小学校52件、中学校1件となっております。解消に向けて取組中となっているものが、今回の新規を合わせて小学校452件、中学校73件となっております。説明は以上でございます。

（太田光登 学校教育部長）報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

（西倉剛 教育長）ありがとうございました。各報告事項について説明をいただきました。委員の皆様の方で質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（西倉剛 教育長）よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第6 今後の日程報告

（西倉剛 教育長）それでは続きまして「日程第6 今後の日程報告」をお願いします。

（池田直隆 教育総務課長）それでは教育委員の当面の日程のご用意をお願いいたします。次回1月の定例会は、令和5年1月25日水曜日の午前9時から教育委員室で予定してございます。その間、1月8日の日曜日に、「上尾市二十歳のつどい」を上尾市文化センターで開催する予定となっておりますので、ご出席の程よろしく願いいたします。

（西倉剛 教育長）委員の皆様から全体を通してのご意見ご質問等があれば承りますが、いかがでしょ

うか。

(大塚崇行 教育長職務代理者) コロナの感染状況が第8波に入ったと言われています。感染者数もかなり増えているようですが、学校の状況はいかがでしょうか。

(太田光登 学校教育部長) 全体的には、陽性者数につきましては、7月時点で一番大きな山がございましたが、その後下がりました。12月に2番目の山がございました。学級閉鎖につきましては、一時期落ち着きいていましたが、現在は毎日のように2学級から4学級の学級閉鎖の報告が上がっております。今週の月曜日時点では、6学級が学級閉鎖している状況でございます。

(西倉剛 教育長) 現在は4校6学級で学級閉鎖をしております。明日には全て解除されると聞いております。

(大塚崇行 教育長職務代理者) ありがとうございます。

(西倉剛 教育長) その他よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

日程第7 閉会の宣告

(西倉剛 教育長) それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。これももちまして、上尾市教育委員会12月定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

令和5年1月25日 署名委員 谷島 大